

東京大学国際化推進学部入試担当室内規

平成22年3月25日

総長 裁定

(設置)

第1条 東京大学に、東京大学基本組織規則第18条の規定に基づく室として、国際化推進学部入試担当室（以下「担当室」という。）を設置する。

(目的)

第2条 担当室は、学部英語コースの入試を、本部事務及び関係部局の協力を得ながら円滑に実施し、もって本学の国際化への推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 担当室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 広報・募集活動に関する事項
- (2) 入試の実施に関する事項
- (3) 関連委員会等との連絡調整
- (4) その他前条の目的を達成するために必要と認める事項

(組織)

第4条 担当室に、室長、副室長及び室員を置く。

(室長)

第5条 室長は、本学教員のうちから総長が指名する。

- 2 室長は、担当室の業務を総括する。
- 3 室長の任期は、2年とし、再任を防げない。

(副室長)

第6条 副室長は、次条の室員のうちから室長が指名する。

- 2 副室長は、室長を補佐する。
- 3 副室長の任期は、2年とし、再任を防げない。

(室員)

第7条 室員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 本学教職員のうちから室長が指名する者
 - (2) 室長が必要と認めた者のうち、理事等の承認を経て総長が任命した者
 - (3) その他室長が必要と認める者
- 2 室員は、室長の指示に従い、担当室の業務に従事する。
 - 3 教員である室員の任期は、2年とし、再任を防げない。

(庶務)

第8条 担当室の庶務は、本部国際教育推進課の協力を得て、本部入試課において処理する。

(補足)

第9条 この規則が定めるもののほか、担当室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この裁定は、平成26年8月28日から実施し、改正後の東京大学国際化推進学部入試担当室内規の規定は、平成26年4月1日から適用する

附 則

この裁定は、令和5年4月1日から実施する。